

第 1 4 0 7 回 京都市教育委員会会議 会議録

1 日 時 平成 3 1 年 3 月 7 日 木曜日

開会 1 0 時 0 0 分 閉会 1 2 時 0 0 分

2 場 所 教育委員室

3 出席者	教 育 長	在田 正秀
	委 員	奥野 史子
	委 員	星川 茂一
	委 員	高乗 秀明
	委 員	笹岡 隆甫
	委 員	野口 範子

4 欠席者 なし

5 傍聴者 1 人

6 議事の概要

(1) 開会

1 0 時 0 0 分，教育長が開会を宣告。

(2) 前会会議録の承認

第 1 4 0 6 回京都市教育委員会会議の会議録について，教育長及び全委員の承認が得られた。

(3) 議事の概要

ア 議事

議案 3 件，報告 2 件

イ 非公開の承認

議案 2 件については，人事に関する案件のため，京都市教育委員会会議規則に基づき，非公開とすることについて，全委員の承認が得られた。

ウ 議決事項

議第43号 京都市教職員の旅費に関する規則の一部を改正する規則の制定について

(事務局説明 木村 学校事務支援室担当課長)

京都市教職員の旅費に関する規則の一部を改正する規則の制定について2点説明する。

1つ目は、教職員のバイク利用に対する旅費支給についてである。教職員の出張については、その移動手段として公共交通機関を利用することを原則としているが、学校等には公用車が配備されていないこと、用務先が学校など複数あることや授業等の業務との兼ね合いでぎりぎりまで学校に残る必要があるなど、教職員の業務の特性を考慮して、所属長の判断等により必要と認められる場合には、旅費の対象として、教職員が所有する自動車を登録し、利用することを認めている。

一方で、現在、自動二輪車や原動機付自転車、いわゆるバイクは旅費の対象としていないが、通勤手段としてバイクを利用する教職員は多く、また用務先に自動車を留める場所が無いことなどから、自動車を利用しにくい状況がある。

そのため、新たにバイクを旅費支給の対象とすることにより、出張先との移動時間を短縮する等の公務遂行の効率性の向上を図りたいと考えている。

条文については、京都市教職員の旅費に関する規則のうち、「旅費の調整」を規定する第14条第1項について、「自動車」の文言に（「道路運送車両法第2条第3項に規定する原動機付自転車を含む。以下同じ」）を加えるものである。

この「自動車」の文言を改めることにより、車賃を規定する第18条第2項において、陸路旅行につき原動機付自転車を利用する場合に車賃として旅費を支給するものである。

なお、道路運送車両法上、自動二輪車は自動車に含まれている。

具体的な取扱については、教育長が定める「京都市立学校教職員の私有車利用による旅行に関する取扱要領」の一部を改正することにより、自動車と同様の要件で自動二輪車及び原動機付自転車を利用できるようにする予定である。

2つ目は、「京都市市内出張旅費等旅費支給規則」及び「京都市旅費条例施行細則」の改正に伴う引用条文の整理についてである。京都市教職員の旅費に関する規則では、京都市職員について定めている「京都市市内出張旅費等旅費支給規則」及び「京都市旅費条例施行細則」の規定の一部を、教職員に対応できるよう文言を読み替えて準用している。

1点目はそのうち、第20条の「市内出張の命令及び旅費の請求の手続き」において、「京都市市内出張旅費等旅費支給規則」の第6条「日額旅費」がすべて削除され、第7条が第6条に繰り上がることに伴い、規則を改めるものである。

また2点目は、第3条の「旅行命令等」及び第20条において、準用している「京都市市内出張旅費等旅費支給規則」及び「京都市旅費条例施行細則」の文言のうち「行財政局総務部総務事務センター長」が「別に定める職員の区分に応じて別に定める者」に改正されたことに伴い規則を改めるものである。

その他、目次に「附則」を加えるなど文言の修正を行っている。

(委員からの主な意見)

- 【在田教育長】 学校現場では、旅費支給の対象とはならなくてもバイクを利用している状況があり、今回旅費支給の対象としていくものである。
- 【星川委員】 旅費はいくら支給されることになるのか。
- 【事務局】 1 km 37 円。例えば 10 km の移動だと 370 円となる。
- 【星川委員】 往復でその金額となるのか。
- 【事務局】 そうである。
- 【星川委員】 自動車への旅費支給は既に行っているのか。
- 【事務局】 既に実施している。平成 29 年 3 月以前は京都府の旅費制度をもとに旅費支給をしていた。京都府では自動車の利用が認められており旅費支給の対象であった。
- 【奥野委員】 通勤の扱いはどうなっているのか。
- 【在田教育長】 遠隔地やへき地等を除き、通勤で自動車を利用するのは避けてもらっている。自動車を通勤で利用し学校に駐車する場合は駐車料金を 1 か月 5000 円徴収しており、年間で約 1.3 億円の収入となっている。
- 【笹岡委員】 保険の扱いはどうなっているのか。
- 【事務局】 対人賠償無制限、対物賠償 1000 万円以上の任意保険に加入することをバイク利用の条件としている。
- 【笹岡委員】 保険は本人負担なのか。
- 【事務局】 そうである。自動車の利用条件も同じである。
- 【笹岡委員】 出張でバイクを利用中に本人がケガをした場合はどのような扱いになるのか。
- 【事務局】 公務災害の扱いとして対応することになる。
- 【星川委員】 自転車は旅費支給の対象としないのか。
- 【事務局】 通勤手当の対象としているが、旅費支給の対象とはしない。自転車は京都府や他の政令指定都市も全て旅費支給の対象としていない。
- 【星川委員】 京都府はバイクの取扱いはどうなっているのか。今回の改正は府に合わせたのか。
- 【事務局】 バイクについては京都府では旅費支給の対象としていないので取扱いが違ってくる。政令指定都市では 3 分の 2 がバイクを旅費支給の対象としている。
- 【星川委員】 昨年の指定都市への県費負担教職員の給与負担等の権限移譲があったから、今回、京都市が独自に取扱うことができたのか。
- 【事務局】 そうである。

(議決)

教育長が、議第 43 号 京都市教職員の旅費に関する規則の一部を改正する規則の制

定について、各委員「異議なし」を確認、議決。

エ 報告事項

報告 特別支援学校高等部学習指導要領の改訂に伴う移行措置への対応について

(事務局説明 伊藤 総合育成支援課長)

新たな特別支援学校高等部学習指導要領の告示と、これに伴う特例告示の公示を受けて作成した「特別支援学校高等部学習指導要領の改訂に伴う移行措置への対応について」報告させていただく。

平成31年2月4日に平成31年文部科学省から特別支援学校高等部学習指導要領の全部を改正する告示が出された。

また、同時に平成31年4月1日から新特別支援学校高等部学習指導要領が適用されるまでの間における現行特別支援学校高等部学習指導要領の特例を定める告示が公示されている。

今回の通知は、平成31年度から新特別支援学校高等部学習指導要領の適用までの移行期間において、本市の総合支援学校高等部において対応すべき基本方針等について通知するものである。

「移行期間における基本方針」については、平成31年4月1日から新特別支援学校高等部学習指導要領が適用されるまでの間において、新特別支援学校高等部学習指導要領への円滑な移行のために、可能な範囲で、新特別支援学校高等部学習指導要領による取組を推進することとなっている。

特に、小学校・中学校や特別支援学校小学部・中学部、高等学校と同様に「知識及び技能」、「思考力、判断力、表現力等」、「学びに向かう力、人間性等」をバランスよく育成することを目指す新学習指導要領の趣旨を十分に踏まえて指導することが重要とされている。

京都市立総合支援学校高等部における移行期間中の指導については、国が示す基本方針と同様、移行期間における学習指導要領の特例について定められた特例告示に基づき、平成31年度以降の教育課程の編成・実施を行うこととする。

ただし、新特別支援学校高等部学習指導要領を踏まえた京都市立総合支援学校高等部における教育課程編成の基準となる「京都市立総合支援学校高等部教育課程編成要領」の改訂を2020年度末に予定しているため、上記の方針については暫定的に示すものとする。

移行期間中における学習評価の在り方については、移行期間に新高等部学習指導要領の規定を適用する「第3章特別の教科道徳を除く」部分について、現行高等部学習指導要領の下の評価規準等に基づいて、学習評価を行うこととしている。特別の教科道徳については、追って文部科学省から通知予定があるため、その内容に従って実施することとする。

今後のスケジュールについては、今月中に平成31年度の移行措置に関する通知を发出する予定である。また、本年4月より移行措置対応を実施し、本年7月頃には、ワーキン

グループを設置し、京都市立総合支援学校高等部教育課程編成要領の改訂作業を進める予定である。完成後は、説明会を行い、２０２２年度には新教育課程の実施を目指す予定である。

移行措置の内容については、担当指導主事の武富より説明させていただく。

（事務局説明 武富 総合育成支援課指導主事）

それでは、別添の参考資料、「学習指導要領の改訂に伴う移行措置の概要について」を用いて説明する。

特別支援学校の特例告示については、Ａ欄とＳ欄に記載がある通り、平成３１年度からの特例と、平成３２年度からの特例に場合分けをしている。

これは、現行の特別支援学校学習指導要領上、知的障害のある生徒を教育する特別支援学校においては、教育課程上、「道徳」が位置づけられているが、小・中学校や特別支援学校の小学部・中学部における「特別の教科化」が図られたことに伴い、今回の改訂により、高等部の「道徳」を「特別の教科 道徳」と位置付けることとなった。

しかし、「特別の教科 道徳」については、小学校や特別支援学校小学部においては、平成３０年４月から全面实施、中学校や特別支援学校中学部においては、平成３１年４月から全面实施となっている。

これにより、平成３１年４月から高等部に入学する生徒と２０２０年４月から高等部に入学する生徒とでは、学んでいる内容等が異なることとなるため、これに対応する形で、総則の読み替えや名称等を対応させる形で特例が整理された。

Ａ欄の総則中、「特別支援学校高等部の教育の基本と教育課程の役割等」については、「社会に開かれた教育課程」の重視や、「知識及び技能」「思考力・判断力・表現力等」「学びに向かう力・人間性等」を３つの柱とした資質・能力の育成の明確化等、小・中学校等の基本的な方向性と同一である。

Ｂ欄、Ｃ欄に示している「視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者又は病弱者である生徒に対する教育を行う特別支援学校の福祉に属する科目」や「視覚障害者又は聴覚障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校の主として専門学科において開設される各教科に属する科目」については、京都市立総合支援学校高等部に該当がないため、省略している。

続いて、Ｄ欄の「総合的な探究の時間」については、平成３１年４月１日より「総合的な探究の時間」に改め、新高等部学習指導要領によることとしている。また、総合的な探究の時間について、「自己の在り方と生き方」と不可分の探究、資質・能力の「３つの柱」と学校教育目標に則った目標の設定、目標を実現するにふさわしい「探究課題」の設定、「考えるための技法を自在に活用」するために教科の「見方・考え方」と関連させることなどについて、高等学校と同様に規定されている。

続いて、Ｅ欄「道徳教育に関する配慮事項」については、小学校・小学部、中学校・中学部における全面实施を踏まえた規定の読み替えについて整理されている。

また、道德教育については、校長による方針の明示、道德教育推進教師を中心とした道德教育の展開、全教師の協力・参加について、高等学校と同様に規定されている。

続いて、F欄「視覚障害者又は聴覚障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校の専攻科」については、京都市立総合支援学校高等部に該当がなく省略している。

G欄の各教科等に示している「視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者又は病弱者である生徒に対する教育を行う特別支援学校の各教科及び各科目」については、「現行高等部学習指導要領の規定により準ずることとされる高等学校学習指導要領によるものとし、昨年8月31日に出された、「平成30年文部科学省告示第172号」の第2項の(1)から(9)までの規定によるものとしている。これは京都市立高等学校とも同様の対応となっている。また、各教科の各科目に関する指導計画の作成と内容の取扱いについては、新高等部学習指導要領によることとしている。

H欄からN欄「視覚障害者や聴覚障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校の専門教科」は、京都市立総合支援学校高等部に該当がないため、一括して省略している。

O欄「知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校」の「各学科に共通する各教科」及び「主として専門学科において開設される各教科」については、全部又は一部について新高等部学習指導要領によることができることとされている。特に、主権者教育、消費者教育、防災・安全教育などの観点から内容等が充実されている。

P欄「総合的な探究の時間」については、D欄と同様、平成31年4月1日より「総合的な探究の時間」に改めて、新高等部学習指導要領によることとなっている。

続いて、Q欄「特別活動」についても、平成31年4月1日より、新高等部学習指導要領によることとなっている。また、高等学校と同様に特別活動で育成する資質・能力を「人間関係形成」、「社会参画」、「自己実現」の3つの視点で整理したり、ホームルーム活動及び生徒会活動の内容項目を整理・統合したりしたところである。

R欄「自立活動」についても、平成31年4月1日より、新高等部学習指導要領によることとなっている。なお、特別支援学校小学部・中学部と同様に発達障害を含む多様な障害に応じた指導を充実するため、自立活動の内容として「特性の理解と生活環境調整に関すること」などを規定したところである。

S欄からは2020年4月1日からの特例となっている。この部分でも、入学してくる生徒が、中学校・中学部における「特別の教科道德」について学んでくることを踏まえた規定の読み替えについて整理されている。

T欄「視覚障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校の理学療法」については、京都市立総合支援学校高等部に該当がなく省略している。

U欄「知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校の道德」については、平成32年4月1日より、従来の「道德」を「特別の教科道德」に改め、新高等部学習指導要領によることとしている。

最後に、V、W欄については、移行措置の適用となる年次や対象となる生徒等を示した附則となっている。

(委員からの主な意見)

【在田教育長】 今回の学習指導要領の改訂により、現行の学習指導要領からどう変わるのか。

【事務局】 特に自立活動が特徴的だが、子ども一人ひとりの実態に応じて柔軟に対応していくことが大きなポイントである。この点は、すでに改訂されている小・中学部についても同じ内容となっている。

【在田教育長】 それは、小・中での学びを高等部でも引き継いでいくということか。

【事務局】 そのとおりである。学びの連続性を意識している。

【笹岡委員】 教員へはどのように通知するのか。

【事務局】 本日の資料を基に通知文を作成し、学校へ送付する予定である。

【野口委員】 O欄にある、各教科の指導について、全部又は一部を新学習指導要領によるとは実際にはどうなるのか。

【事務局】 教育課程の編成は各学校で行われるため、各教科の指導を全て新学習指導要領によるか一部にするかは学校に委ねられている。そのため、現行の学習指導要領に基づいてもよいし、新学習指導要領を取り入れてもよい。

【在田教育長】 学校に理解してもらえるよう、説明会にて丁寧に説明をしてもらいたい。

報告 第4次京都市子ども読書活動推進計画の策定について

(事務局説明 下山 学校地域協働推進課長)

第4次京都市子ども読書活動推進計画について御報告をさせていただく。12月13日の前回会議での報告後、12月27日から2月3日までパブリックコメントを実施した。

本日はパブリックコメントのまとめと計画案へのパブリックコメントの反映箇所、第3次計画でも設定していた「数値目標」について説明させていただく。

まず、パブリックコメントについて説明させていただく。資料1の「市民の皆様の主な御意見」を御覧いただきたい。パブリックコメントの結果は、前回計画時には82件の応募件数であったが、今回は約3倍の258件の応募件数で、御意見の総数としては417件をいただいた。いただいた御意見については、内容に応じて計画の項目ごとに分類した。

「1 家庭における子どもの読書活動の推進」には417件中の1割強の52件の御意見をいただいた。主な御意見として、「保護者への啓発」に半数の26件、「子どもが本に接する機会の充実」に14件の御意見をいただいた。

「2 地域における子どもの読書活動の推進」には全意見の約2割にあたる89件の御意見をいただいた。「子どもの読書活動を推進する取組について」は27件、「子どもをとりまく読書環境の充実」には21件、「読書への関心を高める取組」にも12件の御意見をいただいている。

「3 学校及び幼稚園・保育所等における子どもの読書活動の推進」には、66件の御意見をいただいた。「読書の習慣化」について18件、「読書ノート」については15件の御意見をいただいた。

「4 学校図書館の整備・充実」では、46件の御意見をいただいた。その中でも「学校図書館の蔵書の充実」について、16件の御意見をいただいている。

「5 京都市図書館の整備・充実」では、最も多い126件の御意見をいただいた。その中でも、「図書館の設置場所について」は20件あり、「上京区に図書館を設置してほしい」、「もっと便利なところに図書館がほしい」等の御意見をいただいた。また「蔵書の充実について」や「設備面も含めた環境整備」についての御意見をいただいている。

「6 関係機関の連携・推進体制の整備・充実」では、「子ども文庫や書店など様々な関係団体との連携」等の御意見、「7 家庭読書を推進するための啓発・広報」では、啓発・広報活動についての御意見、「8 優れた取組の奨励」では、「表彰のあり方」の御意見、「9 その他」では、計画全般に対する声として、「充実した有効な取組のための計画をお願いしたい」また「予算の確保も大切」といった御意見をいただいている。

なお、パブリックコメント全体としては、子どもの読書活動推進が重要であることが、認識のベースとなったうえで、子どもだけでなく保護者も含めた「家庭への啓発の重要性」や子どもが気軽に本に接することができるような「環境づくりが大切」であるという御意見も多くいただいているほか、学校においては、引き続き、子どもに読書の大切さを伝える取組と学校図書館の活用の活性化や、学校図書館がより利用しやすくなるような環境整備を求める声がある。

また、京都市図書館についても読書に親しむことができる身近な施設として設備面や取組面の充実を求める意見等が多数寄せられている。

全ての意見に対応することは困難であるが、今後、取組を進めるなかで、できる限り活かしていきたいと考えている。なお、パブリックコメントについては、3月中にHPで公開していく予定である。

次に、資料2「パブリックコメントの意見を踏まえた追記について」を御覧いただきたい。

1点目は、家庭読書についてである。御意見の中で、「どの年齢でどの本を読んでやればいいのかわからない保護者も多いので、おすすめの本に関する情報をわかりやすく情報発信してほしい」といった御意見や、「子どもが本を読む習慣をつけるためには、親が本を読む姿が日常にあることが必要」といった御意見を多くいただいた。

それを踏まえて、21ページの「家庭における子どもの読書活動の推進」の本文に、保護者への情報提供等に取り組んでいく趣旨を盛り込むために、文言を追記している。

2点目は、中高生に対する取組についてである。中高生へ「どうすれば読書するか」といった投げかけや、大学生などから「心に残った本などのメッセージ」を子どもたちがもらえば本を読もうとするのではないかと、という趣旨の御意見があったことを踏まえて、計画25ページの「学校及び幼稚園・保育所等における子どもの読書活動の推進」の「今後

充実していく主な施策」の中に文章を追記した。

3点目は、障害のある子どもたちに対する取組についてである。障害のある子どもには読書が好きな子どもがとて多いので、学校や図書館においても障害のある子どもたちの読書環境の充実をお願いしたい、との御意見があったので、27ページの「学校図書館の整備・充実」の部分で、本文中にこれまで進めてきた蔵書等の取組に関して記載を追加し、また、今後充実していく主な施策においても、「障害のある児童生徒の学校図書館の利用の充実」をあげた。

また、28ページの「京都市図書館の整備・充実」の部分についても、本文でこれまでの整備の取組を追記しているほか、今後充実していく主な施策の部分でも、「障害のある方の図書館利用の充実」を挙げている。

4点目は、京都文学賞についてである。来年度、新たに創設される「京都文学賞」を通して読書への関心を高める取組をしてはどうかとの意見があった。こちらについては、30ページの「家庭読書を推進するための啓発・広報」部分に新たな取組として追加している。この賞は、世界文化自由都市宣言40周年を契機として、来年度から本市が実施するものである。京都を題材とする小説を募集し、表彰を行うことで京都における文学の振興を目的とするもので、一般向けだけでなく、中高生を対象にした部門も設置される予定である。そうした「京都文学賞」の取組を通じた、「読書や文学に親しむ機会の創出」を追記している。

以上がパブリックコメントの意見を踏まえた追記案である。

資料3は計画案の冊子となっており、パブリックコメントの追記部分は先ほど御説明した部分を網掛けで表示している。

なお、表紙の写真については、当担当の職員と家族の写真、また西京高校生徒の写真を掲載している。そして、23ページには子ども文庫から取り寄せた子どもが喜んで読書をしている写真、また高校と図書館の連携の取組として、吉祥院図書館で塔南高校生徒が活動している写真を掲載している。今回は高校にも焦点をあてているので、高校生の写真を多く取り入れている。

続いて、資料4「第4次計画の数値目標（案）について」である。これまでから読書活動推進計画においては数値目標を設定し、第3次計画においても、資料にあるような項目について数値目標を設定し、「学校司書の配置拡大」や「学校図書館大改造」、「児童コーナーの整備・充実」について事業を完了している。

今回挙げた目標について、一番上にある目標では、昨年策定された国の第四次読書活動基本計画において、子どもの不読率を数値目標としていることから、本市の計画においてもそれを指標に取り入れ、本に親しむ機会の拡充へつなげていくものと考えている。国の計画では、不読率を小学生2%以下、中学生8%以下、高校生26%以下とすることを目標としている。

本市の小・中学生については、アンケート調査の結果、小学生の不読率は3.4%、中学生が10.5%となっており、国が掲げる目標に準じて、小学生2%、中学生8%以下

とすることを目指していきたいと考えている。

なお、高校生については、本をはじめてから終わりまで読み切るという読み方よりも、調べ学習などのために本の必要な個所をピックアップして読むことも増えることから、冊数ではなく本を読む時間を基準にして今回アンケート調査を行っている。そのため、学校以外で本を読む時間を指標として、学校以外で本を「読まない」とする高校生を50%以下にすることを目標としていく。

次は、京都市図書館での取組として実施している団体貸出冊数についての目標である。第3次計画では学校のみを対象にした「学校団体貸出」の目標値を設定していたが、社会全体でのより幅広い連携を目指していくという観点から、学校だけでなく、地域で活動する読書団体等への貸出を含めた目標値として、団体貸出冊数50,000冊という目標を設定した。

次の指標について、京都市図書館の年間利用登録者数に関する目標である。子どもたちの図書館利用を促進していくことが今回の計画でも課題となっているが、利用登録者を今後拡大していくため、登録者の率を7歳～12歳までの子どもで60%、13～18歳までの子どもで55%の登録を目標として進めていきたいと考えている。

最後は司書教諭の配置に関する目標である。学校図書館法で義務化されている12学級以上の学校については司書教諭の配置は完了しているが、義務化されていない12学級未満の小学校について、第3次計画においても100%の配置を目指してきたが、いまだ達成には至っていないことから、継続目標として引き続き取り組んでいくこととしたいと考えている。

今後、決裁後、5,000部程度印刷し、議会に配布・報告する他、学校園や保育所、図書館、児童館等、関係する館や団体に配布する予定である。

(委員からの主な意見)

【奥野委員】 小学校において英語が必修化されていく中で、保護者も英語について関心を抱いているかと思う。今後は、多くの英語の本が学校や京都市図書館に置かれていることが好ましいと思う。学校図書館及び京都市図書館における英語の本の蔵書の状況はどのようなものか。

【事務局】 学校図書館にどの程度英語の本があるかは把握していないが、多くの学校では、教室や廊下にイングリッシュコーナーを設け、絵本を中心に置いている。また、学校の図書費を追加配分する際は、英語の本の購入を薦めるなどしている。小学校の英語教育は音声中心となるので、図書館の蔵書としてよりも、教員が読み聞かせるなど、耳で聞くための英語の本を教材としておいている学校が多い。高校については、多読用の本を置いている学校が多い。京都市図書館においては、約10,000冊の蔵書があるが、実際にはほとんど貸出しがない。今後、英語に関する本のコーナーの設置など検討をしていく。また、子どもの読書についてではないが、国際交流会館には英語に関

する書籍が約29,000冊あると聞いているので、図書館に英語の本を求めて来られる方には、そちらにも案内をしている。

【野口委員】 数値目標についてだが、各目標の達成の可能性はどのくらいあるものなのか。また、特に高校の目標達成のためにどのような取組を考えているのか。

【事務局】 計画中にもあるように高校と市立図書館と連携していくことにより、目標を達成したいと考えている。また、「学校以外で本を「読まない」高校生の割合を50%以下」にするという目標は、現在求められている自主的な深い学びを高校生にさせようとする、自分で文献を読まないとできないため学校図書館や公共図書館などに本を借りに行くことが必要になってくると思う。そうすれば、50%以下の目標は自然と達成できると考えている。

【在田教育長】 普段から学校で行っている取組についても改めて計画に追記した方が良い。

【奥野委員】 数値目標での本は電子書籍を含むのか。

【事務局】 国の計画、また本市で実施したアンケート調査でも本の定義には電子書籍を含むとしているので、そのように想定している。

【高乗委員】 図書館では、静かに本を読む場所は確保されているかと思うが、親子の読み聞かせができたり、中高生が調べ学習に来て話し合ったりする場所は確保できているのか。スペースの問題があるかと思うが、少しでもそのような場所があれば、利用が増えるのではないと思う。

【事務局】 第3次計画において、親子の読み聞かせも可能な児童コーナーの整備を地域館14館で行った。児童コーナーにはカーテンを付けたり、床をコルクタイルに張り替えるなど、少しでも音が出ないように整備を行った。また、子ども対象のイベントの実施前にはアナウンスを行い、理解を得ることなどを行っている。しかし、中高生のための話ができる場所はスペースの課題があり、確保できていない。少し話が変わるが、今までは音楽を流すことができていなかったが、最近では京都堀川音楽高校の生徒に来ていただき、バイオリンやフルートなどを演奏してもらいながら、絵本の読み聞かせをすることで、赤ちゃんの泣き声などが気にならないような配慮をした事例もある。また、幼児・児童コーナーと静かにする場所については極力離すようにしている。

【星川委員】 写真を多く掲載しており、見やすくなっているが、スペースがまだあると思うので、できる限り写真を入れることで、計画に対する親しみも持ってもらいやすくなり、見る人がより理解しやすいのではないかと。

【事務局】 レイアウトについても工夫しつつ、子ども文庫等からいただいた写真も多くあるので写真を増やしていきたい。

教育長から、以下の議案２件について、会議を非公開とすることを宣言。

カ 議決事項

議案２件について、人事に関する案件であり、非公開。

(４) その他

○教育長から、前会会議以降の主な出来事等について報告

２月６日 教育福祉委員会

２月１０日 第３３回京都市小学校「大文字駅伝」大会

２月２５日～２６日 市会本会議（代表質問）

２月２７日～３月１日 第１００回京都市地域女性連合会作品展

３月３日 科学地球儀（仮称）一般公開・名称募集開始

○事務局から当面の日程について説明

(５) 閉会

１２時００分、教育長が閉会を宣告。

署 名 教育長